

令和2年度

# 千葉県職員採用選考考查受験案内

受付期間 令和2年5月27日(水)～令和2年6月23日(火)

考查日 令和2年7月6日(月)

千葉県総務部総務課

## 1. 考查職種、採用予定人員、受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格	
		年 齢 (令和3年4月1日現在)	資格・免許等
<b>&lt;児童福祉司&gt;</b> 職務内容：児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。	8名程度	45歳以下	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は令和2年9月までに同項各号のいずれかに該当する見込である者
<b>&lt;児童自立支援専門員&gt;</b> 職務内容：児童自立支援施設等に勤務し、児童の自立支援等の業務に従事します。	2名程度	35歳以下	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第102条第1項各号のいずれかに該当する者又は令和2年9月までに同項各号のいずれかに該当する見込である者
<b>&lt;精神保健福祉相談員&gt;</b> 職務内容：健康福祉センター(保健所)・児童相談所・病院局・教育庁等に勤務し、精神保健福祉、ケースワーカー等の業務に従事します。	1名程度	35歳以下	次のア又はイのいずれかの要件を満たす者 ア 精神保健福祉士の資格を取得している者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号のいずれかに該当する者
<b>&lt;看護師(教員)&gt;</b> 職務内容：看護学校等に勤務し、看護教育等の業務に従事します。	1名程度	59歳以下	看護師の免許を有し、下記のア又はイのいずれかに該当する者又は令和2年9月までに該当する見込である者 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 イ 保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち、一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を履修し、合計4単位以上取得して卒業した者、又は大学院において教育に関する科目を履修し、合計4単位以上取得した者
<b>&lt;職業訓練指導員&gt;</b> 職務内容：高等技術専門校等に勤務し、各訓練科等の学科及び実技指導の業務に従事します。	6名程度 (右記ア～ウのうち、ウは4名程度、その他は各1名程度)	45歳以下	次のア～ウの職業訓練指導員免許のいずれかを取得している者又は令和2年9月までに当該免許を取得見込である者 ア 冷凍空調機器科、配管科又は住宅設備機器科 イ 広告美術科 ウ 事務科
<b>&lt;無線従事者&gt;</b> 職務内容：漁船等を対象とした無線通信業務等に24時間体制で従事します。	1名程度	35歳以下	第3級総合無線通信士以上の免許を取得している者

<b>&lt;海技従事者(機関士)&gt;</b> 職務内容：県の船舶において、機関士の業務に従事します。	2名程度	35歳以下	5級海技士(機関)以上の免許を取得している者
<b>&lt;海技従事者(航海士)&gt;</b> 職務内容：県の船舶において、航海士の業務に従事します。	1名程度	35歳以下	5級海技士(航海)以上の免許を取得している者

※受験の申込みは、上記の職種のほか、試験が同日となる千葉県職員採用選考考査〔職務経験を受験資格とする児童福祉司〕のいずれか一つに限ります。また、受験関係書類受理後の職種の変更は認めません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※上記考査職種については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

※上記の年齢要件に関わらず、17歳未満の者（令和3年4月1日現在）及び高等学校（中等教育学校を含む）在学中の者は受験できません。

## 2. 受験手続

次のア又はイの方法により、申し込み手続を行ってください。

### ア 郵送・持参による方法

以下の書類を、「11. 問い合わせ、書類提出先」に記載する受験関係書類提出先へ特定記録郵便で郵送するか又は直接持参してください。なお、提出書類については、選考の可否にかかわらず返却しません。

#### ・申込書（別記様式）

※写真（縦4cm、横3cm、上半身・脱帽・正面向き、6か月以内に撮影したもの）を貼付してください。

#### ・職種に必要な資格免許の写し

### イ インターネットによる方法

「ちば電子申請サービス」(<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/dform.do?acs=000senkou>)にアクセスし、申込みフォームに必要な事項を入力の上、送信してください。

※「ちば電子申請サービス」の「動作環境について」を確認し、お使いのパソコン等で申し込み可能かどうか確認してください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ申込みフォームに必要なファイル等を確認の上、申し込んでください。

## 3. 受付期間

令和2年5月27日（水）から令和2年6月23日（火）まで（\*土日祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、令和2年6月23日（火）までの消印のあるものに限りです。

※インターネットの場合は、受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。  
時間に余裕をもって申し込んでください。

## 4. 考査の日時及び場所

日 時	場 所
令和2年7月6日（月） 受付 午前8時40分～8時50分 開始 午前9時00分 終了 午後2時～6時頃（職種・口述考査の順序により異なります）	千葉県教育会館 （千葉市中央区中央4-13-10）

(注) 申込者多数の場合は、教養考査と専門考査（1次考査）等を実施し、1次考査合格者について、2次考査として人物考査を8月下旬頃に実施する予定です。  
 また、会場についても変更となる場合があります。  
 詳細は、後日送付する採用選考考査の実施通知によりお知らせします。  
 なお、当該通知が令和2年7月2日（木）までに到着しない場合は、書類提出先まで照会してください。

## 5. 考査の方法

### 《児童福祉司・児童自立支援専門員・精神保健福祉相談員》

方法		内容
教養考査		公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記考査
専門考査		採用職種に関する専門的知識・技能・能力についての記述式による筆記考査
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査 (質問紙法及び作業検査法)

### 《職業訓練指導員・無線従事者・海技従事者（機関士）・海技従事者（航海士）》

方法		内容
教養考査		公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記考査
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査 (質問紙法及び作業検査法)

### 《看護師（教員）》

方法		内容
教養考査 (作文)		課題に対する理解力・判断力・文章による表現力・文章構成力その他の能力についての筆記考査
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査 (質問紙法及び作業検査法)

※児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員及び職業訓練指導員は大学卒業程度、看護師（教員）は短大卒業程度、無線従事者、海技従事者（機関士）及び海技従事者（航海士）は高校卒業程度の考査です。

## 6. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和2年8月下旬（予定）に書面により本人に通知します。なお、申込者多数により2次考査（8月下旬頃実施予定）として人物考査を実施した場合は、令和2年9月上旬（予定）に書面により本人に通知します。

※ 発表時期は予定の時期から前後することがあります。

## 7. 採用

採用は令和2年10月1日の予定です。

## 8. 給与

技師等（行政職給料表1級相当の職）として採用され、初任給（地域手当9.2%を含む）は、児童福祉司で206,060円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）、児童自立支援専門員で212,394円（福祉職給料表適用（大学卒）の場合）、精神保健福祉相談員で206,060円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）、看護師（教員）で266,884円（医療職給料表（三）適用（短大（3年制）卒、看護師として5年間業務に従事）の場合）、職業訓練指導員で206,060円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）、無線従事者で169,150円（行政職給料表適用（高校卒）の場合）、海技従事者（機関士）で201,583円（海事職給料表適用（高校卒）の場合）、海技従事者（航海士）で201,583円（海事職給料表適用（高校卒）の場合）です。（令和2年4月1日現在）

上位の学歴又は一定の職歴等を有する者には、上記金額にその経歴に応じた所定の金額が加算されます。

また、上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 9. 勤務時間・休暇等

### (1) 勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）ただし、交替制勤務の場合は、これと異なる場合があります。

また、海技従事者（機関士）及び海技従事者（航海士）については、長期の航海時などは変則勤務となり、これと異なる場合があります。

### (2) 有給休暇

（年次休暇）年間20日 （特別休暇）結婚、忌引等

### (3) その他

育児休業、看護休暇等

## 10. 考査成績の開示

### (1) 口頭による開示請求

この選考考査の成績については、千葉県個人情報保護条例に基づき受験者本人が口頭により開示を請求することができます（下表参照）。なお、電話や郵便等による請求では開示できませんので、開示請求するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、身分証明書等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しくください。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所・時 間
・ 考査方法別得点 ・ 得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から1か月間	千葉市中央区市場町1-1 千葉県総務部総務課人事管理班 9:00～17:00（土日祝除く）

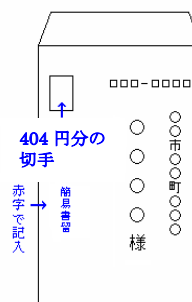
※2次考査を実施する場合、1次考査の合格者については成績開示の期間が異なります。2次考査を実施する場合には、成績開示可能期間を別途通知します。

### (2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、404円分（簡易書留相当分を含む）の切手を貼り付けて（右図参照）、考査日に持参してください。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）の口頭による開示請求を行ってください。

2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



逓信用封筒＝長形3号  
(タテ235×ヨコ120mm)

## 11. 問い合わせ、書類提出先

受験手続、その他この考査についての問い合わせ及び受験関係書類の提出は、下記にお願いします。

職 種	書 類 の 提 出 先		
	所在地	提出先の部課名	直通電話
児童福祉司 児童自立支援専門員 精神保健福祉相談員 看護師（教員）	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	健康福祉部健康福祉政策課 人事班	043(223)2605
職業訓練指導員		商工労働部経済政策課 総務班（人事担当）	043(223)2705
無線従事者 海技従事者（機関士） 海技従事者（航海士）		農林水産部農林水産政策課 人事班	043(223)2899

### ※ 総合的な問い合わせ先

千葉県総務部総務課人事管理班

千葉市中央区市場町1-1 直通電話 043(223)2029

※ 試験当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。

※ 新型コロナウイルス感染症、災害等で、試験が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部総務課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/index.html>

# 受験会場案内図

